

東都医保発第3257号
(地区第1763号)
令和5年2月27日

地区医師会長 殿

公益社団法人
東京都医師会
会長 尾崎 治夫
(公印省略)

コロナ疑い患者の外来初診に係る「二類感染症患者入院診療加算」等の取扱について

平素は本会事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和4年10月27日付東都医保発第2138号(地区第1162号)「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その79)」にて、コロナ疑い患者の外来初診に係る「二類感染症患者入院診療加算」(250点、本年3月1日より147点)及び、重症化リスクの高いコロナ患者に対する初回の「電話や情報通信機器による療養上の管理」に係る点数(147点)が本年3月31日まで算定可能である旨お知らせいたしました。その後、期限を延長する通知は発出されておられません。

本会としても関係各所に確認を行っており、何らかの情報がございましたらお知らせする予定ですが、改めての通知が発出されない場合には、これらの点数は下記のとおり一部の点数が本年3月1日から減算された上で本年3月31日をもって終了いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご承知おきいただき、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

記

○ コロナ疑い患者の外来初診に係る「二類感染症患者入院診療加算」

診療行為コード:113033650 250点(R5.2.28まで)→147点(R5.3.1~3.31)

診療・検査医療機関(いわゆる発熱外来)における、コロナ疑い患者への外来初診を評価する点数

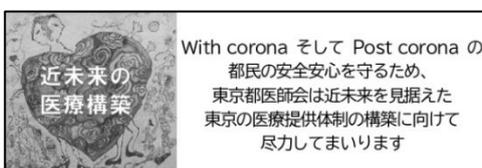
※発熱外来の時間枠に関する要件は臨時的取扱(その79)で示されたとおり

○ 重症化リスクの高いコロナ患者への「電話や情報通信機器による療養上の管理」

診療行為コード:113044550 一連の診療における初回のみ147点(R5.3.31まで)

診療・検査医療機関や保健所等から健康観察に係る委託を受けている医療機関が実施する重症化リスクの高いコロナ患者への電話等による初回の診療を評価する点数

※発熱外来の時間枠等に関する要件は臨時的取扱(その79)で示されたとおり



(公社)東京都医師会 事業部 医療保険課
TEL: 03-3294-8838(直) FAX: 03-3292-7097
▽新型コロナウイルス感染症の保険適用に関する情報
<https://www.tokyo.med.or.jp/17904>